

平成25年第2回江差町議会定例会資料 No.2

資料9：空き家台帳登録一覧

…P 1

資料10：江差町地域農業再生協議会規約及び構成員名簿

…P 2

資料11：文化会館大ホール舞台調光設備改修工事概要

…P 11

空き家台帳登録一覧

H25. 6. 1 現在

No.	町内会	居 宅	店 舗	居宅兼店舗	その他	取り壊し済	合計
1	新栄町内会	10				2	12
2	愛宕町内会	2			3		5
3	豊川町内会	17			1	3	21
4	中歌町内会	7		4	1		12
5	姥神町内会	2			1	1	4
6	津花町内会	2		3			5
7	橋本町内会	6	1	1	5		13
8	上野町内会	11					11
9	本町町内会	7		1			8
10	新地町内会	6	2				(廃) 8
11	円山町内会	10			5		15
12	茂尻町自治会	9		2	1		(廃) 12
13	陣屋町内会	12		3		1	16
14	海岸町内会	5					(計目) 5
15	南が丘自治会	3					3
16	五勝手町内会	7					7
17	柏団地町内会	1			4		5
18	椴川町内会	4					4
19	大潤町内会	2			1		(業) 3
20	泊町町内会	5			1		6
21	田沢町内会	4					4
22	尾山町内会						0
23	伏木戸町内会	8		2	1	1	12
24	柳崎町内会	7		1	2		10
25	水堀町内会	8					8
26	五厘沢町内会	1					1
27	越前町内会						0
28	中網町内会	1			1		2
29	朝日町内会	2					2
30	下小黒部町内会	2					2
31	上小黒部町内会	8					8
32	鯨川町内会	5				1	6
合 計		174	3	17	27	9	230

◎調査対象物件は、概ね3年以上入居していない居宅及び店舗（居宅兼店舗も含む）とし、事務所、物置、倉庫、アパート等は対象外とします。なお、町内会では調査対象物件に限らず、倉庫、物置、事務所などでも、特に危険と感じる物件も含んでいます。

◎町内会調査後に入居した物件や取り壊しをした物件もあります。

江差町地域農業再生協議会規約

平成16年 4月16日制定
 平成17年 4月15日改正
 平成19年 4月16日改正
 平成21年 3月 9日改正
 平成21年10月15日改正
 平成22年 8月27日改正
 平成23年 5月 9日改正
 平成25年 4月12日改正

第1章 総則

(名称)

第1条 この協議会は、江差町地域農業再生協議会（以下「地域協議会」という。）という。

(範囲)

第2条 地域協議会の範囲は、江差町とする。

(目的)

第3条 地域協議会は、経営所得安定対策の推進及びこれを円滑に実施するための行政と農業者団体等の連携体制の構築、戦略作物の生産振興や米の需給調整の推進、地域農業の振興を目的とする。この他、農地の利用集積、耕作放棄地の再生利用、担い手の育成・確保等に資することを目的とする。

(事業)

第4条 地域協議会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 経営所得安定対策に関すること。
- (2) 規模拡大交付金の推進に関すること。
- (3) 集落営農の法人化支援の実施に関すること。
- (4) 対象作物の生産数量目標の設定に関すること。
- (5) 農地の利用集積に関すること。
- (6) 耕作放棄地の再生利用に関すること。
- (7) 担い手の育成・確保に関すること。
- (8) 収入減少影響緩和対策に係る農業者の積立金の管理の実施に関すること。
- (9) 大豆・麦等生産体制緊急整備事業の推進に関すること。
- (10) 認定方針作成者別の需要量に関する情報の算定、認定方針作成者から方針参加農業者への生産数量目標の配分の一般ルールの設定及び当該生産数量目標を作付面積に換算する際の基準となる単収等の検討・助言に関すること。
- (11) 江差町地域水田農業ビジョン（以下「ビジョン」という。）の策定、実施状況の点検及び見直しに関すること。
- (12) この他、地域農業を振興するために必要なこと。

第2章 会員等

(地域協議会の会員)

第5条 地域協議会は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 江差町
- (2) 新函館農業協同組合
- (3) 江差町農業委員会
- (4) 江差土地改良区
- (5) 道南農業共済組合
- (6) 各農事組合（柳崎、水堀西、中崎東、越前、中網、小黒部、鍼川）
- (7) 朝日支線組合
- (8) J A新はこだてひやま南水稻生産振興会（江差町農業者）
- (9) 檜山南部畑作振興会（江差町農業者）
- (10) 檜山南部青果物連絡協議会（江差町農業者）
- (11) 檜山南部食用馬鈴薯生産組合（江差町農業者）
- (12) 檜山南部花卉振興会（江差町農業者）
- (13) 江差町畜産連絡協議会
- (14) J A新はこだてひやま南畜産振興会（江差町農業者）
- (15) J A新はこだて青年部檜山地区青年部
- (16) J A新はこだて女性部江差支店女性部
- (17) 江差町認定農業者協議会
- (18) 北海道指導農業士及び農業士（江差町農業者）

(届出)

第6条 会員は、その氏名又は住所（会員が団体の場合には、その名称、所在地、代表者の氏名）に変更があったときは、遅滞なく地域協議会にその旨を届けなければならない。

第3章 役員等

(役員の数及び選任)

第7条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 監 事 2名

2 前項の役員は第5条の会員の中から総会において選任する。

3 会長、副会長及び監事は、相互に兼ねることはできない。

(役員の仕事)

第8条 会長は会務を総理し、地域協議会を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。

3 監事は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 地域協議会の業務執行及び会計の状況を監査すること。
- (2) 前号において不整な事実を発見したときは、これを総会に報告すること。

(3) 前号の報告をするために必要があるときは、総会を招集すること。

(役員任期)

第9条 役員任期は、1年とする。

2 補欠又は増員による任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

(任期満了又は辞任の場合)

第10条 役員は、その任期が満了し、又は辞任により退任しても、後任の役員が就任するまでの間は、なおその職務を行うものとする。

(役員解任)

第11条 地域協議会は、役員が次の各号にいずれかに該当するときは、総会の議決を経て、その役員を解任することができる。この場合においては、地域協議会は、その総会の開催の日の7日前までに、その役員に対し、その旨を書面をもって通知し、かつ、議決の前に弁明する機会を与えるものとする。

(1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない非行があったとき。

(役員報酬)

第12条 役員は無報酬とする。

2 役員には、費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

第4章 総会

(総会の種別等)

第13条 地域協議会の総会は、通常総会及び臨時総会とする。

2 総会の議長は、総会において出席会員のうちから選出する。

3 通常総会は、毎年1回以上開催する。

4 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

(1) 会員現在数の3分の1以上から会議の目的たる事項を示した書面により請求があったとき。

(2) 第8条第3項第3号の規定により監事が招集したとき。

(3) その他会長が必要と認めたとき。

(総会の招集)

第14条 前条第4項第1号の規定により請求があったときは、会長は、その請求のあった日から30日以内に総会を招集しなければならない。

2 総会の招集は、少なくともその開催の7日前までに、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって会員に通知しなければならない。

3 会議の開催に当たっては、公平性・透明性の確保のため、事前の告知、会議の公開及び議事録の公表に努めるものとする。

(総会の議決方法等)

第15条 総会は、会員現在数の過半数の出席がなければ開くことができない。

2 会員は、総会において、各1個の議決権を有する。

3 総会においては、前条第2項によりあらかじめ通知された事項についてのみ議決することができる。ただし、緊急を要する事項については、この限りでない。

4 総会の議事は、第17条に規定する場合を除き、出席者の議決権の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 議長は、会員として総会の議決に加わることができない。

(総会の権能)

第16条 総会は、この規約において別に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を議決する。

(1) 事業計画及び収支予算の設定・変更に関すること。

(2) 事業報告及び収支決算に関すること。

(3) 諸規程の制定及び改廃に関すること。

(4) 実施しようとする事業の実施方針・実施計画等に関すること。

(5) ビジョンの策定、実施状況の点検及び見直しに関すること。

(6) その他協議会の運営に関する重要な事項。

(特別議決事項)

第17条 次の各号に掲げる事項は、総会において出席者の表決権の3分の2以上の多数による議決を必要とする。

(1) 地域協議会規約の変更

(2) 地域協議会の解散

(3) 会員の除名

(4) 役員の解任

(書面又は代理人による表決)

第18条 やむを得ない理由により総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項につき、書面又は代理人をもって議決権を行使することができる。

2 前項の書面は、総会の開催前までに協議会に到着しないときは、無効とする。

3 第1項の代理人は、代理権を証する書面を協議会に提出しなければならない。

4 第15条第1項及び第4項並びに第17条の規定の適用については、第1項の規定により議決権を行使する者は、出席したものとみなす。

(議事録)

第19条 総会の議事については、議事録を作成しなければならない。

2 議事録は、少なくとも次の各号に掲げる事項を記載する。

(1) 日時及び場所

(2) 会員の現在数、当該総会に出席した会員数、第18条第4項により当該総会に出席したと見なされた者の数及び当該総会に出席した会員の氏名

(3) 議案

(4) 議事の経過の概要及びその結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

3 議事録は、議長及び当該総会に出席した会員のうちからその総会において選任された議事録署名人2名以上が署名捺印しなければならない。

- 4 議事録は、第22条第1項の事務局に備え付けておかなければならない。

第5章 幹事会

(幹事会の構成等)

第20条 地域協議会の業務を円滑に行うため、幹事会を置く。

- 2 幹事会は、第22条第2項の事務局長及び次の各号に掲げるものをもって組織する。

(1) 新函館農業協同組合

(2) 江差町農業委員会

(3) 江差土地改良区

(4) 各農事組合（柳崎、水堀西、中崎東、越前、中網、小黒部、鹹川）

(5) 朝日支線組合

- 3 幹事の中から幹事長を互選する。

- 4 幹事会は、必要に応じ幹事長が招集する。

(幹事会の権能)

第21条 次の各号に掲げる事項は、幹事会において協議する。

(1) 総会に付議すべき事項に関すること。

(2) 総会の議決した事項の執行に関すること。

(3) その他幹事会において必要と認めた事項に関すること。

- 2 幹事会において、前項第1号にあっては総会開催の直前に、第2号及び第3号にあっては必要に応じて協議する。

第6章 事務局等

(事務局)

第22条 総会の決定に基づき地域協議会の業務を執行するため、江差町字中歌町193番地の1に事務局を置く。

- 2 事務局は次の各号に掲げるものをもって組織する。

(1) 江差町農林水産課

(2) 新函館農業協同組合厚沢部基幹支店営農課

- 3 地域協議会は業務の適正な執行のため、事務局長を置く。

- 4 事務局長は、会長が任命する。

- 5 地域協議会の庶務は、事務局長が総括し、及び処理する。

- 6 事務局長は、江差町地域農業再生協議会会計処理規程第8条第1項の経理責任者並びに江差町地域農業再生協議会事務処理及び文書取扱規程第5条第1項の文書管理責任者を兼務することができる。

(業務の執行)

第23条 地域協議会の業務の執行の方法については、規約で定めるもののほか、次の各号に掲げる規程による。

(1) 会計処理規程

(2) 事務処理及び文書取扱規程

- (3) 公印取扱規程
- (4) 内部監査実施規程

(書類及び帳簿の備付け)

第24条 地域協議会は、第22条第1項の事務局に次の各号に掲げる書類及び帳簿を備付けておかなければならない。

- (1) 地域協議会規約及び前条各号に掲げる規程
- (2) 役員等の氏名、住所を記載した書面
- (3) 収入及び支出に関する証拠書類及び帳簿
- (4) その他前条の各号の規程に基づく書類及び帳簿

第7章 会計

(事業年度)

第25条 地域協議会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

(資金)

第26条 地域協議会の資金は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 直接支払推進事業費補助金に係る北海道又は江差町からの助成金等
- (2) 耕作放棄地再生利用緊急対策交付金に係る北海道耕作放棄地対策協議会（以下道協議会」という。）からの助成金等
- (3) 大豆・麦等生産体制緊急整備事業推進費補助金に係る道協議会からの助成金等
- (4) その他の収入

(資金の取扱い)

第27条 地域協議会の資金の取扱方法は会計処理規程で定める。

(事務経費支弁の方法等)

第28条 地域協議会の事務に要する経費は、第26条各号の資金からの収入をもって充てる。

(事業計画及び収支予算)

第29条 地域協議会の事業計画及び収支予算は、会長が作成し、幹事会の承認を得た後、総会の議決を得なければならない。

(監査等)

第30条 会長は、毎事業年度終了後、次の各号に掲げる書類を作成し、通常総会の開催の日の3日前までに監事に提出して、その監査を受けなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支計算書
- (3) 正味財産増減計算書
- (4) 貸借対照表
- (5) 財産目録

2 監事は、前項の書類を受理したときは、これを監査し、監査報告書を作成して会長に報告するとともに、会長はその監査報告書を総会に提出しなければならない。

3 会長は、第1項各号に掲げる書類及び前項の監査報告書について、総会の承認を得た

後、これを第22条第1項の事務局に備え付けておかなければならない。

(報告)

第31条 会長は、第29条に掲げる書類及び前条1項各号に掲げる書類について、総会の議決を得た後、北海道に提出しなければならない。

第8章 地域協議会規約の変更

(届出)

第32条 この規約及び第23条各号に掲げる規程に変更があった場合は、地域協議会は遅滞なく北海道に（第26条第2号の耕作放棄地再生利用緊急対策交付金に係る道協議会からの助成金を受けている場合は、併せて道協議会に）届け出なければならない。

第33条 地域協議会が解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、国費相当額にあつては実施した事業の実施要綱その他規程の定めるところにより返還するものとする。

2 前項以外の残余財産については、総会の議決を経て地域協議会の目的と類似の目的を有する他の団体に寄附するものとする。

第9章 雑則

(細則)

第34条 実施しようとする事業の実施要綱その他の規程及びこの規約に定めるもののほか、協議会の事務の運営上必要な細則は、幹事会の承認を得た後、会長が別に定める。

附 則

- 1 この規約は、平成16年4月16日から施行する。
- 2 協議会の設立当初の役員は、第7条第1項及び第2項の規定にかかわらず、設立総会の定めるところとし、その任期は第9条第1項の規定にかかわらず平成17年3月31日までとする。
- 3 協議会の設立初年度の事業計画は及び予算は、第27条の規定にかかわらず設立総会の定めるところによる。
- 4 協議会の設立初年度の会計年度は、第23条の規定にかかわらず協議会規約の施行日から平成17年3月31日までとする。

附 則

この規約は、平成17年4月15日から施行する。

附 則

- 1 この規約は、平成19年4月16日から施行する。

附 則

- 1 この規約は、平成21年3月9日から施行する。

ただし、第4条(4)及び(5)の予算執行については「平成20年度における財政運営のための財政投融资特別会計からの繰入れの特例に関する法律案」成立後とする。

また、第4条(6)については、水田等有効活用促進対策事業実施要綱、水田等有効活用

促進指導事業実施要綱、水田等有効活用促進対策事業実施要領及び水田等有効活用促進指導事業実施要領の施行日から施行するものとし、予算執行については平成21年度予算成立後とする。

なお、第31条の水田等有効活用促進対策事業実施要綱、水田等有効活用促進指導事業実施要綱、水田等有効活用促進対策事業実施要領及び水田等有効活用促進指導事業実施要領は、施行日から適用する。

附 則

この規約は、公布の日から施行し、平成21年4月30日から適用する。

附 則

- 1 この規約は、公布の日から施行し、平成22年4月1日から適用する。
- 2 平成21年度までに実施した事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規約は、平成23年5月9日から施行する。
- 2 地域協議会は、本協議会に移管した江差町地域水田農業推進協議会の権利及び義務を承継する。

附 則

この規約は、平成25年4月12日から施行する。

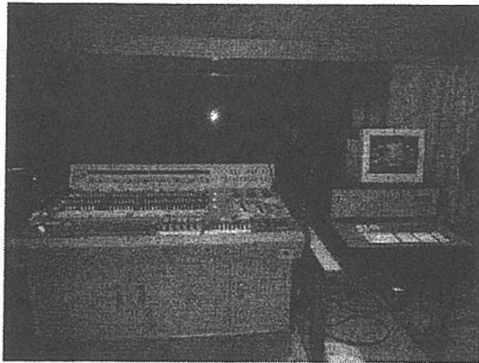
江差町地域農業再生協議会構成員名簿

H25.4.1現在

所 属 機 関 ・ 団 体	役 職	氏 名	備 考
江差町	町長	濱 谷 一 治	
新函館農業協同組合	理事	笠 原 一 雄	会 長
江差町農業委員会	会長	中 野 弘 一	
江差土地改良区	理事長	澤 口 辰 雄	※重複
道南農業共済組合西部支所	支所長	島 津 正	
柳崎農事組合	組合長	小 林 克 夫	
水堀西農事組合	組合長	室 井 清 吉	
中崎東農事組合	組合長	小笠原 道昭	
越前農事組合	組合長	鈴 木 朝 雄	
中網農事組合	組合長	長 尾 徹	※重複
小黒部農事組合	組合長	近 藤 和 彦	監 事
朝日支線組合	組合長	佐々木 富男	
鍼川農事組合	組合長	栗 田 康 博	
J A新はこだてひやま南水稻生産振興会	理事	渡 邊 正	副 会 長
檜山南部畑作生産振興会	副会長	糸 畑 重 寿	
檜山南部青果物連絡協議会	理事	佐 藤 弘 志	
檜山南部食用馬鈴薯生産振興会	理事	長 尾 徹	※重複
檜山南部花卉振興会		糸 畑 勝 彦	
江差町畜産連絡協議会	会長	山 田 常 雄	
J A新はこだてひやま南畜産振興会	副会長	澤 口 辰 雄	※重複
J A新はこだて青年部檜山地区青年部	監事	澤 口 朝 幸	監 事
J A新はこだて女性部江差支店女性部	江差支部長	笠 原 幸 子	
江差町認定農業者協議会	会長	糸 畑 勝 彦	
北海道指導農業者		澤 口 辰 雄	※重複
北海道指導農業者		畠 山 克 朗	副 会 長
北海道農業者		小笠原 裕章	
事務局・江差町農林水産課	課長	福 島 平	
	農林係長	長 尾 恵 一	
	"	榮 田 匠 真	
	"	櫛 引 啓	
・新函館農協厚沢部基幹支店	営農課長	三 浦 洋	
	営農係長	川 村 孝 則	
	営農係	出 口 秀 樹	
	"	川 野 正 喜	

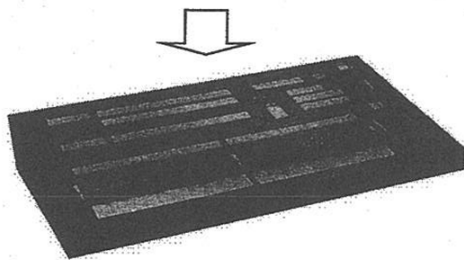
江差町教育委員会社会教育課（平成25年6月議会資料）

1. 既存機能の概要



左側が調光操作卓（ミキシングコンソール）で右側が調光チャンネル設定機能（パッチ機能）となっており、右側の機器で光の明暗を調整設定し、右側の操作卓にデーターを組み入れる。組み入れ後は、右側の操作卓で、舞台演出にあわせて、調光の操作を行う。

※左記写真参照



2. 工事概要

①調光操作卓（ミキシングコンソール）及び調光チャンネル設定機能（パッチ機能）の取替

※両機能が一体となった機器への取替（上記イメージ写真）

②既存の※アナログ信号（アナログ時分割信号）入力方式へ対応させるため、調光盤に信号変換器を設置

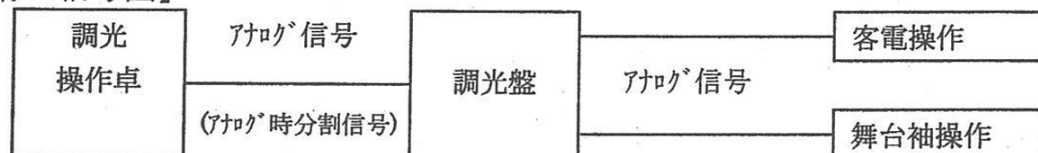
※製造メーカーオリジナルの制御信号

※現在販売されている調光操作卓はデジタル信号（DMX信号）方式となっていることから、既存の調光盤を活用するため、信号変換が必要となる。

③上記2項目に係る配線工事並びに信号対応のための設備機器調整

3. 信号送信イメージ図

【既存の信号図】



【改修後の信号図】

